



# 情報(第 105 号)



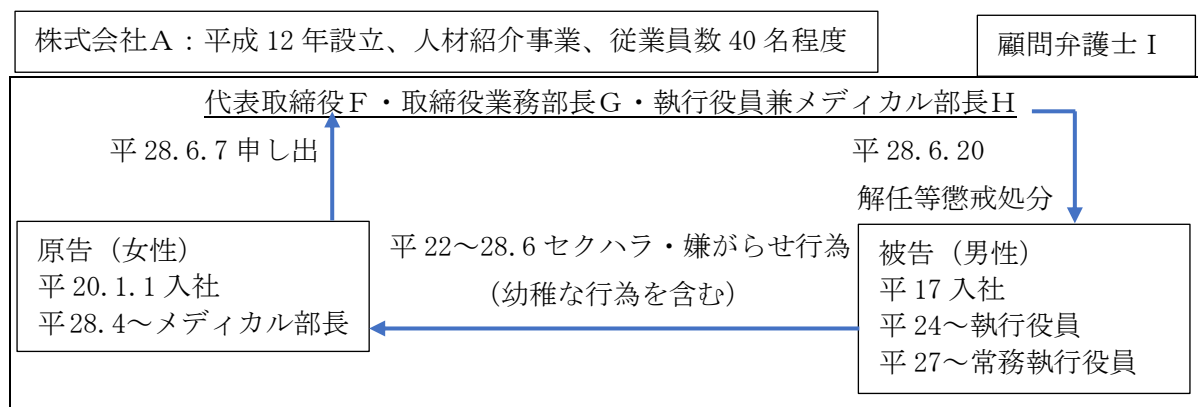
745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

# 会社内での長期間かつ多数回のわいせつ行為



## 1 全体概要

今号の事件の舞台である会社概要等は、下図のとおりで、6年半にわたって、多種多様なわいせつ又は嫌がらせ行為があったと認定されています（東京地判平 30.1.16 平成 28 年（ワ）33048 号、D I LawID29048969）。



## 2 事案の概要

原告と行為者である被告とが主張する事実関係は大きく異なります。例えば、原告は、「被告は、平成 25 年夏と秋、平成 26 年 8 月、平成 27 年 3 月下旬、7 月中旬及び同年 9 月にわたり、原告の着用していたワンピースのファスナーを下すという行為を行った。このうち、平成 27 年 7 月のそれは、ワンピースが脱げそうなほどとなった悪質なものと主張します。対して、被告は、「ワンピースのファスナーを下した行為を行った事実はない。平成 27 年 3 月頃、被告が原告のファスナー上端に手を掛けて降ろす素振りをした事実はあるが、これも原告と被告及び H の 3 名での社外での昼食からの帰路で、現実にファスナーを引き下ろした事実はない」という具合です。

原告は、被告を侮蔑的とも取りうるあだ名で呼び、被告と職位の上下や年長か否かにかかわりなく、いわゆるタメ口でやり取りをするだけでなく、非常に臆することなく物事を言える人物と評され、他方で自分の意図したとおりに進まない時には激昂した様子を見せるなどと指摘されていて、強い自尊心や気丈さを有していることがうかがわれ、かかる被害を受けたならすぐにでも、被害申告等の行動に及ぶであろうとも考えられ、約 6 年もの間に、質の面でも量の面でも、多く被害を受け続けながら、被害申告を取らなかったのは不自然である。俄かに信用し難い面があると、裁判官でさえ疑問を有します。

被告、原告、H は、情報交換等を密にし、しばしば社内外でランチタイムに会食し、年 2 回程度は夕食を共にし、原告も H も、平成 21 年及び平成 22 年には被告の



自宅を訪ねるなどの関係で、セクハラについて再三拒絶の意思を表明されたことはない、原告が主張しており、どこまで、何が事実かよくわからない事案です。

### 3 裁判所の認定

被告の主張によったとしても、その内容は、原告との間に信頼関係ができているとの認識に基づき、いたずら気分で原告の臀部を指でつついていたなどというように、全般的に幼稚で、Hとの会話の中でも「僕のやった行為っていうのはお金は取れても 20 万」、「懲らしめられないんだけどね」などと述べ、自分の行った行為をセクハラ行為として認識していないことも自認し、見当違いかつ自分に極めて甘い認識を有している傾向も見てとれる。それゆえ、かかる認識を基礎とする被告の主観的な捉え方に基づき、信用性を認めることができないと判断されています。

結局、原告の後ろから臀部又は脇から胸の横あたりを指でつつくという行為を頻繁に行っていた、原告の背後にびたりとくっついたり、両手を原告の体の横に回して、腕部分を掴むような抱きつき方をしたことが幾度もある、平成 27 年 7 月頃、実際にワンピースのファスナーを下してしまった、エレベータ内で自身の頭や顔を原告の顔付近に押し付けるようなことをした、平成 25 年 12 月 13 日、会社の社員らと飲みに行った際、1 次会の会場から 2 次会の会場に移動する際に原告と手を繋ごうとし、2 次会会場のカラオケ店でも何度も原告に触れる、頭を押し付ける、抱きつく、原告の手を握る、膝枕をしようとする、原告が抵抗しても執拗にこれらを行うなどした等が認定されています。

### 4 会社の管理

事件は 6 年半もの間進行しており、幕引きはたった 2 週間でされました。判決文を読む限り、執行役員兼メディカル部長 H が原告・被告間に関与しているわけで、同人は被告の行為を冗談ないし両者間のコミュニケーションの一つと考えていたのかもしれませんが。申し出を受け、弁護士に相談して事の重大性を始めて認識したものと推察され、残念ながら極めてスキの多い企業と言えるでしょう。

### 5 判決の持つ重み

被告に対し、132 万円の支払命令がされ、この判決は、仮に執行することができるとの「仮執行宣言」が付されています。

支払いをしなければ被告財産を差押えすることができる意義を有します(確定判決前の段階でも可能)。のみならず、そうした不法行為があったことを公権的に明らかにされたことになり、もしかするとなかったことであっても判決になると「あったことになる」のです。極めて怖いことで、そうであるからこそ事件を予防する措置が大事です

当法人ではハラスメント研修・相談窓口の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>